

議会運営委員会

研修報告書

研修日時：令和5年2月17日（金）午前10時～午後1時10分

場 所：深川市議会第2委員会室（リモート受講）

研 修 名：地方議会総合研究所セミナー「議員が守るべき政治倫理とは」

参加委員：委員長 近沢 弘幸

副委員長 松本 雅祐

委 員 小田 雅一 山本 時雄

田畑 陽美

《研修目的》

議会運営委員会は、議長の諮問機関として、地方自治法の規定に基づき円滑な議会運営となるよう設置されている。2022年度は全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大したため、他市への行政視察を取りやめたが、住民自治の根幹である議会が果たす役割は大きく、オンラインセミナーを活用して研さんした。近年、議員の言動・行為が問題になるケースがあり、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの知識をより深めるため、また、SNS上で誹謗中傷による事件等が社会問題となる場合もあるため、深川市議会として政治倫理について議論を行い、より具体的に広く専門的に研さんするため、本セミナーを受講した。

《 所 感 》

○近沢委員長

議員は、政治倫理の考え方について、正しい知識を持たなければいけない。性善説に基づいて行動していれば問題ないが、議員が守るべき政治倫理としては、不正疑惑行為の自粛、地位利用による金品授受の禁止、請負等のあっせん禁止、職員の職務執行への不当介入の禁止などがある。

このほか、パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等の取扱いや、SNS等による議会外での不適切な言動への対応など、非常に難しい場面が度々ある。また、ごくまれに議員に守秘義務はなく、すべてオープンであると考える議員もいる。様々な考え方があり、その言動や行動に問題がなければ良いが、今回の研修を受講し、倫理条例でしっかり規定するべきか、または、基本条例の中に包含するべきか、深川市議会における条例制定について熟議する必要性を感じた。

○松本副委員長

なぜ、いま議員に政治倫理が求められるのか。

政治倫理は本来、議員各人が持ち合わせたものであり、市民と議員との信頼関係を確立する上で、議員自ら政治倫理を高め、常に説明責任を果たす必要が求められる。

しかしながら、議会には議員が地位を利用した不正疑惑行為や金品受持、職員等に対するパワハラ・セクハラなどの社会問題が起きても、議会ではその行為に対して法的規制がない。こうした観点から、議員は自ら守るべき倫理基準を定め、議会として内部的・自主的規律を優先する必要があることから、多くの地方議会が政治倫理条例の制定を進めている。

また、議員によるSNS等による議会外での不適切な言動も大きな問題となっている。今後、深川市議会運営委員会としても、政治倫理条例とソーシャルメディア運用ガイドラインの策定の検討を加速的に進めていく事が必要であると本日のセミナーを受講して感じた。

○小田委員

今回、地方議会総合研究所の廣瀬和彦氏による「議員が守るべき政治倫理とは」と題したオンラインセミナーを議会運営委員会として受講し、政治倫理に関して改めて認識を深めた。深川市議会では議会基本条例制定に向けて議会改革に取り組んだが、議員の合意に至らず実現できていない。しかし、これまでの協議の中で、議員として守るべき政治倫理の必要性についての意見が出ており、今回の研修は意義深いものがあった。

選挙で選ばれる私たち議員は、自らが自浄作用を働かせることが重要だという点である。このことにより住民による信頼を議会として感じ取れることができる。さらには、住民自らの考えで信頼できる議会、議会議員を作り上げなければならない。

私達は、こうした理念に沿った「議員が守るべき政治倫理」を確立するように、議会、各議員の努力が重要となると感じた研修会であった。

○山本委員

今回のオンライン研修は議員として最低限守るべく内容として、政治倫理の意義や条例化、議員の守秘義務、懲罰の対象などについての説明があり、詳しく知ることができた。また、資産公開制度や政治倫理基準が遵守されているかを調査する政治倫理審査会の機関構成員について、議員に限定した設置方法など、数多くの事例紹介もあり、それぞれの内容を議会で活用していきたいと思う。

近年は地方議会においても、ハラスメントに関する問題が取り上げられることが多くなっている。優越的な関係を背景として行われるパワーハラスメントや性的な言動によりセクシュアルハラスメントなど、これらの防止策を深川市議会としても方針の策定や取組等を実施することが大事である。

どの事例も積極的な情報でありとても良い研修だった。今後の議会活動として取り組んでいきたい。

○田畑委員

議会や議員活動に対して、市民からは厳しい目が向けられている中、自らが議会の活性化、議会の改革の取組みを積極的に行うことは必要不可欠である。

本市議会においても、議会改革特別委員会を設置し、議会基本条例策定に向け取り組んできたが、策定に至っていない。

本日の研修において、政治倫理条例・議会基本条例など条例化しなくとも良いという言葉に、感銘を受けた。議員それぞれが人として守るべき道理をもって判断、行動をしていけば、必要ではないということである。

しかし、議員活動を行っていく中で、現実には、そのことが大変難しいということに気付かされる。認識の違い、その差が大きければ大きいほど、本来問題にならないことでも問題視されていく。

条例化することで、解決に繋がるものなのかは現段階で判断できないが、それぞれが共通認識をもつことで、今後の議員活動が活性化されていくものと期待しつつ、研修を終えた。

